

建築設計及び工事監理業務等委託の検査要領

(趣旨)

第1 県土マネジメント部の所掌する建築設計及び工事監理業務等委託（以下「業務委託」という。）契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査の実施に関する事務の取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(対象)

第2 この要領における業務委託の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る設計業務並びに積算業務及び意図伝達業務をいう。）
- 二 建築又は建築設備に関する診断業務
- 三 建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務をいう。）

(用語の意義)

第3 この要領において用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 契約書 建築設計業務委託契約書、建築工事監理業務委託契約書、建築設計業務及び工事監理業務委託契約書をいう。
- (2) 仕様書 建築設計業務委託共通仕様書、建築工事監理業務委託共通仕様書及び特記仕様書をいう。
- (3) 所属長 委託業務を担当する課（室）長（委託業務が出先機関の担当するもの場合は、当該出先機関の長）をいう。
- (4) 検査職員 契約書及び仕様書に定める職員をいう。
- (5) 調査職員 契約書及び仕様書に定める職員をいう。

(検査職員の任命等)

第4 所属長は、原則として当該業務委託の調査職員でない当該所属の技術吏員のうちから、検査職員を任命するものとする。ただし、委託業務予定額が1,000万円以上の委託については、「検査職員派遣依頼書」(第1号様式)により、技術管理課長に検査職員の派遣を依頼できるものとする。

2 技術管理課長は、前項の規定に基づき、派遣する検査職員を「検査職員派遣通知書」(第2号様式)により、所属長に通知するものとする。

(検査の種類及び時期)

第5 検査職員が行う検査の種類及びその時期は、次のとおりとする。

(1) 完了確認検査

契約書に規定する完了検査で、受注者から業務完了報告書の提出があったとき。

(2) 部分引渡し確認検査(建築設計委託業務の場合)

契約書に規定する指定部分に係る業務委託が完了したとき、及び契約書に規定する成果物の部分引渡しを受ける場合の検査で、指定部分に係る業務完了報告書の提出があったとき。

(3) 部分払確認検査

契約書に規定する部分払に係る検査で、受注者から部分払を請求する額に係る協議の通知があったとき。

(検査の実施)

第6 検査は、委託業務が契約書及び仕様書に基づき適正に履行されたかどうか、内業検査(書類検査)により行う。

(修補の指示等)

第7 検査職員は、検査を実施した結果、修補の必要がある場合には、契約書に定める委託業務補正指示書により、期限を定めて受注者に対

し修補を指示するものとする。

- 2 検査職員は、前項の規定に基づく修補を指示した場合は、所属長に報告するものとする。
- 3 所属長は、受注者から契約書に定める委託業務補正完了届を受理したときは、速やかに調査職員に確認させなければならない。

(修補の検査)

- 第8 所属長は、調査職員から修補の完了確認報告を受けたときは、速やかに検査職員に修補検査の執行を命ずるものとする。

(注意事項)

- 第9 検査職員は、確認検査を行った結果軽微な修補の必要があると認められるとき、又は修補の必要はないが、受注者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは第6の規定にかかわらず直ちに調査職員の立会いのもとで受注者に注意をするものとする。
- 2 前項の規定に基づき注意等を行った軽微な修補については、調査職員が完了を確認のうえ当該検査職員に報告するものとする。

(検査の中止)

- 第10 検査職員は検査の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (1) 受注者又は管理技術者、若しくは受注者の使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査職員の指示に従わず検査の実施が困難なとき。
 - (2) 成果物が設計図書に著しく相違し、業務内容に重大な欠陥があるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、検査を実施することが不相当と認められるとき。
- 2 所属長は前項第1号及び第2号に該当する事実があると認めたと

きは、契約書に規定する解除権に基づく契約の解除を含め、適切な処置を検討する。

(検査の報告)

- 第11 検査職員は、完了確認検査により業務委託の完了を確認した場合は、「業務委託（完了）確認報告書」（第3号様式）により、所属長に提出するものとする。
- 2 検査職員は、1件の予定価格が100万円以上の委託業務の検査を完了した場合は、遅滞なく建築設計及び工事監理等委託業務成績評定要領（平成24年8月1日 技第106号、以下「評定要領」という。）により、委託業務成績の評定を行い、業務委託成績評定表に記録し、前項に規定する業務委託（完了）確認報告書とともに、所属長に提出するものとする。
- 3 成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、評定要領に基づき委託業務の評定を修正し、その結果を所属長に提出するものとする。
- 4 検査職員は、部分引渡し確認検査により業務委託の部分完了を確認した場合は、「業務委託（部分引渡し）確認報告書」（第3号様式）を、所属長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。